

感染症による出席停止後の登校届出書

鳥取城北高等学校

感染症治癒後は登校する際に、本書面並びに医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写、薬情報の写等）を担任に提出ください。

生徒の学年・組・氏名	年	組	氏名
------------	---	---	----

【保護者記入欄】

○をつける	病名	出席停止期間
	第一種感染症（ 新・感染症予防法の一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状消失後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好になるまで
	その他の感染症（ ）	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

医療機関で治療を受けていましたが、病状が回復しましたので、令和 年 月 日より登校します。

診察を受けた医療機関名 _____

生徒氏名 _____

保護者名 _____

印 _____

【学校記入欄】

出席停止期間	令和	年	月	日	～ 病状が回復するまで
--------	----	---	---	---	-------------

新型コロナウイルス感染症の場合は、裏面も記載してください。

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。
 ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

症状が軽快した後、1日を経過しました。
 ※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	☑ <u>登校可能</u>
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。